

令和8年度環境技術実証事業 募集要領（実証技術候補用）

1. 概要

環境技術実証事業は、既に実用化された先進的環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他、環境の観点から重要な性能（環境保全効果等）を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の利用者による技術の購入、導入等に当たり、環境保全効果等を容易に比較・検討し、適正な選択を可能にすることにより、環境技術の普及を促進し、環境保全に寄与し、中小企業の育成も含めた環境産業の発展に資することを目的とするものです。

2. 実証技術候補リストに登録するための公募

令和8年度環境技術実証事業について、以下のとおり、実証技術候補の公募を行います。

なお、本公募は、令和9年度実証技術候補を公募するものであり、審査の結果、実証技術候補として登録された場合は、「令和9年度実証技術候補リスト（一覧）」にて、環境省のホームページに掲載いたします。掲載後、別途、実施している実証機関候補の公募において登録された実証機関候補（実証機関候補リストに掲載されている候補者）とマッチングのうえ、令和8年11月頃に実施予定の「令和9年度実証対象技術及び実証機関の募集」に申請していただきます。

「令和9年度実証対象技術及び実証機関の募集」に申請をするためには、本登録が必要となりますので、ご承知下さい。

（1）実証技術候補の登録について

環境技術実証事業実施要領〔令和8年3月6日版〕の第1章「1. 実証技術候補の公募及び登録審査」及び第5章「実証技術候補の公募・選定」をご確認下さい。

（2）公募する実証対象技術

・水・土壌環境保全技術領域

（例：自然地域トイレし尿処理技術、有機性排水処理技術、湖沼等水質浄化技術、閉鎖性海域の水環境改善技術、水質汚染対策技術、土壌汚染対策・浄化技術等）

・大気環境保全技術領域

（例：ヒートアイランド対策技術（建築物外皮による空調負荷低減等技術）、ヒートアイランド対策技術（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）、大気汚染対策技術（排ガス、ダイオキシン類、有害物質等）、生活環境保全技術（騒音・振動防止、光害対策、悪臭対策、大気排熱抑制）等）

・資源循環技術領域

（例：リサイクルに関する技術等）

・気候変動対策技術領域

（例：中小水力発電技術、ヒートアイランド対策技術（地中熱利用システム技術）、気候変動対策技術等）

・自然環境保全技術領域

（例：自然地域トイレし尿処理技術、湖沼等水質浄化技術、閉鎖性海域の水環境改善技術、生物多様性確保技術、外来種対策技術等）

・環境測定技術領域

(例：VOC等簡易測定技術、上記5つの領域に関する環境測定技術全般等)

※ 原則、申請者が希望する領域において、実証します（希望する領域が不適当な場合を除きます。）。また、複数の領域にまたがる技術の場合は、複数の領域にまたがる技術として、実証することもできます。

(3) 実証費用 [令和8年11月頃に実施予定の募集において実証対象技術に選定された場合]

実証に係る経費のうち、試験に係る費用等^{※1}は申請者の負担、その他の費用^{※2}は環境省の負担といたします。

※¹ 試験に係る費用等の例：実証対象技術の試験実施場所への持込み・設置、実証対象技術の運転、試験終了時の実証対象技術の撤去・返送に要する費用、試験に伴う消耗品、試験（実証）機関の出張旅費、測定・分析費用等

※² その他の費用の例：実証計画作成費、検討会運営費、実証報告書等作成費、ETVロゴ発行費用 等

(4) 試験実施場所 [令和8年11月頃に実施予定の募集において実証対象技術に選定された場合]

試験実施場所は日本国内とし、申請者は実証機関と協議の上、試験の実施に適切な試験実施場所を選定していただきます。なお、既に技術が稼働している場合は、その稼働場所を試験場所とすることもできます。

(5) 既存データを活用した実証について

本事業では、申請者が提出した既存データを活用した実証も実施しております。技術の実証に必要とされる試験結果の一部又は全部を既存データに置き換えることで、試験全体にかかる費用を削減することが可能です。なお、既存データを実証に活用するためには、既存データが第三者機関によって取得されたデータであること、実証機関に設置する技術実証検討会において、データの妥当性が認められたデータであることが必要です。

3. 公募期間

令和8年6月8日（月）～同年8月31日（月）17：00まで（必着）

4. 受付方法

申請書に必要事項を記入の上、下記に示す書類等一式を電子メールにて、令和8年度環境技術実証事業 技術実証運営・調査機関（（一社）産業環境管理協会：8. 問い合わせ・申請先を参照）まで提出して下さい。

<申請時に必要な書類等>

電子ファイル（実証申請書及び添付資料）を「8. 問い合わせ・申請先」にメールにて提出して下さい。

電子ファイルは、10 MB 以下とし、機械判読可能な形式^{※3}にて提出して下さい。

※³ 機械判読可能な形式とは、コンピュータプログラムがデータ構造を識別し、データを処理（加工、編集等）できることを意味し、例えば Word、Excel、Powerpoint にコピーが

可能な PDF 等のデータが該当します（スキャンデータ等は該当しません。）。

5. 申請前相談（事前相談）

申請希望者は、申請前に申請書の記載方法や実証可能性等に関する内容について、技術実証運営・調査機関による事前相談を受けることができます。相談を希望される方は、下記の URL にある「事前相談票」をダウンロードし、相談内容を記載の上、メールにてお申込み下さい。

事前相談は基本、メールにて行いますが、必要に応じて、電話や対面による相談の実施も可能です。また、相談内容によっては返信に時間を要する場合がありますのでご了承下さい。

- ・ URL: <https://www.jemai.or.jp/etv/index.html>
- ・ 事前相談票送付先メールアドレス: tech-etv@jemai.or.jp
- ・ 電話: 03-3528-8154

6. 個人情報の取り扱い

ご記入いただきました個人情報は、本公募に関する問い合わせや説明会・研修会の開催案内など本事業に係るご案内に限り利用させていただくものとし、申請者の同意なく目的外の利用、及び第三者への提供はいたしません。

7. その他

本公募の後、申請があった技術について技術調査及び審査を行い、その結果をもって、令和9年度環境技術実証事業の実証技術候補として登録をいたします。申請があった全ての技術が登録となるわけではありませんのでご注意ください。

なお、申請者が一度に登録申請できる技術件数に制限はありません。

また、実証は、基本、年度単位で行いますが、長期間にわたる実証が必要な技術等については、複数年度にわたる実証も可能です（詳細はお問い合わせ下さい。）。

8. 問い合わせ・申請先

令和8年度環境技術実証事業 技術実証運営・調査機関

一般社団法人産業環境管理協会 国際協力・技術センター

担当: 大野、柏木、巖、岡村

メール: tech-etv@jemai.or.jp

住所: 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-3-1

電話: 03-3528-8154

添付資料

1. 作成手引き及び登録申請書（実証技術候補用）【DOCX】
2. 実証技術候補の登録方法及び実証対象技術の選定方法について【PDF】
3. 環境技術実証事業実施要領：令和8年3月6日版【PDF】